

全国町村長大会要望

一、地方分権の推進

地方分権型社会の本格的な構築が求められている今日、住民が誇りと将来の展望を持てる個性と活力ある地域社会をつくることは、地方自治体に課せられた重要な使命である。

よって、国は地方分権の一層の推進に向け、次の事項を実現されたい。

一、地方税・地方交付税等地方一般財源を確保するなど、必要な財政措置を的確に講じること。

二、今後、一層の事務・権限の移譲を推進すること。

特に、農地転用、農業振興地域の指定、保安林の指定解除等まちづくりに関する土地利用規制の権限については、地域の実情に精通している自治体の判断に委ねることが合理的であることから、移譲の推進をはかられたい。

三、市町村合併をいかなる形であれ強制することのないよう十分留意すること。

なお、市町村合併の強制を意図した地方交付税算定の見直しは絶対に行わないこと。

二、町村財政基盤の強化

町村は、自主税源が乏しい中、地方分権の進展を踏まえ、介護保険の実施など少子・高齢社会への対応、社会福祉施設等の充実、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、資源循環型社会の構築等の環境施策の推進等、厳しい条件の下、自らも積極的に町村行

財政改革に取り組んでいるところであるが、町村は、農林水産業の振興等、自主的・主体的な地域づくりのため、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。

よって、国は町村財政基盤を強化するため、次の事項を実現されたい。

一、地方分権の一層の推進に向けて、地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するなどの確な措置を講じること。

二、地方交付税制度の充実強化

(1) 地方財政が引き続き、大幅な財源不足が見込まれ、地方交付税法第6条の3第2項に該当する事態であることから、平成16年度以降も財政運営に支障をきたさないよう、万全を期すること。

(2) 税源偏在という現実を踏まえ、地方交付税のもつ財源調整機能及び財源保障機能を絶対堅持すること。

また、町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、面積要素を加味するなど人口を中心とした配分基準を是正すること。

(3) 町村が安定した財政運営ができるよう、地方交付税所要額を確保すること。

また、地方交付税は地方固有の財源であるので、その制度のあり方について検討する場合は、町村の意見を十分踏まえること。

特に、スケールメリットが働きにくい町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう配慮すること。

なお、段階補正については、これ以

上の縮減は行わないこと。

(4) 今後の市町村分に係る留保財源率の見直しについては、町村財政の現況と課税客体に乏しくかつ人口の少ない町村の実情を十分考慮すること。

(5) 地方交付税が地方の固有財源であることを明確にするためにも、国の一般会計を経由せず、交付税特別会計に直接繰り入れること。

(6) 町村の公債費負担が増高していることに鑑み、元利償還金に対する地方交付税算入率の引き上げ及び対象事業の拡大をはかること。

三、低水準にある町村の重点的、計画的な社会資本整備のための公共投資については、国庫補助事業及び地方単独事業にかかる地方負担所要財源を十分確保すること。

四、町村税源の充実強化

(1) 地方税は、地方分権を実質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するためにも、所得税から住民税への税源移譲や地方消費税の拡充などにより、租税総額に占める地方税のウエイトを高め、町村税源の充実強化をはかること。

また、町村は人口、従業員数ともに少なく、税源移譲の効果が十分に及ばないことが懸念されるため、具体的な税源移譲の検討にあたっては、町村の実情を考慮し、配分基準の見直し等についても、併せて検討すること。

なお、いわゆる環境税制を導入する際には、環境対策にかかる町村の財政負担を勘案し、地方税とすること。

(2) 個人住民税は、町村における、負

担分任を基調とした基幹的な税目であるので、安定的にその充実がはかれるよう措置すること。

(3) 個人住民税の均等割については、過大な負担とならないように配慮しつつ、税率を引き上げること。

また、人口段階別の税率区分を見直すこと。

なお、生計同一の妻に対する非課税措置について、見直しをはかること。

(4) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、その安定的確保がはかられるよう、特に配慮するとともに、商業地等の負担水準の上限について、現行の70%を堅持すること。

(5) 地方法人課税に関しては、町村にとつて重要な税源であるので、法人住民税総額についてこれを確保すること。

また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかかる分割基準に事務所又は事業所の固定資産を加える等の措置により、配分割合の適正化をはかること。

(6) 道路特定財源については、遅れている町村道の整備を促進するため、所要財源の確保をはかること。

(7) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有しているとともに、その10分の7が関係市町村に交付されており、特に山林原野の多い町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、現行制度を堅持すること。

(8) 租税負担の公平を期する見地から非課税等特別措置については、さらに

整理合理化をはかること。

特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を行うこと。

また、国の租税特別措置等については、地方への支障を来すことのないよう、必要な措置を講じること。

(9) 軽自動車税の各標準税率を引き上げること。

また、軽自動車税のうち原動機付自転車については、課税のあり方等について実態に見合った見直しを行うこと。

(10) 入湯税の税率を引き上げること。

(11) 個人都道府県民税にかかる徴収取扱費交付金の増額をはかること。

(12) 地方税法改正については、年度末専決を行わなくてもよいよう、同法の早期成立をはかること。

五、地方債の充実改善

(1) 町村が生活関連社会資本整備等を推進するため、地方債資金の所要総額を確保するとともに、町村においては資金調達能力が弱いことを踏まえ、良質な公的資金を安定的に確保すること。

また、町村が公営企業の経営を行う上で長期低利の資金が不可欠であるので、これに必要な資金の調達・供給を行う機関である公営企業金融公庫の仕組みを堅持すること。

(2) 過疎地域の自立促進のための各種施策を推進するため、過疎債の所要額を確保すること。

また、辺地債の所要額を確保すること。

(3) 高利の公的資金にかかる地方債について、繰り上げ償還についてさらに

改善をはかるなど適切な負担軽減措置を講じること。

(4) 道路改良事業の弾力的運用をはかることとし、町村道整備にかかる起債対象範囲を拡大すること。

六、第3セクター等の経営の状況に鑑み、今後の社会経済情勢の変化に対応したあり方についての指針を踏まえ、運営改善のための所要の措置を講じること。

七、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの町村等に対し、地域の実情に即した財政措置を講じよう、特に配慮すること。

三、国・地方間の財政秩序の確立

地方分権一括法の実施によって、自己決定・自己責任の原則の下、個性ある地域づくりにむけて創意工夫を発揮することを強く期待されているが、真の地方分権を実現するためには、地方税財源の拡充強化及び国庫補助負担金の整理合理化等を積極的に推進する必要がある。

よって、国は次の措置を実現された

い。

一、事務・権限の移譲にあたっては、地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するなど必要な財政措置を的確に講じること。

二、国庫補助負担金の整理合理化を一層推進すること。

なお、国庫補助負担金の整理合理化を行うにあたっては、単に地方への負担転嫁をもたらすようなことは絶対に行わないこと。

また、必要とされる事務事業である

限り、一般財源化等を行うなど、明確な代替措置を講じること。

三、国庫補助負担金の統合・メニュー化を促進するとともに、地方超過負担の完全解消及び補助対象資産の有効活用・転用等について、その運用・関与の改革を一層推進すること。

四、具体的な事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができる統合補助金を拡充すること。

五、町村が負担する法令に基づかない負担金（法令外負担金）が、町村財政を圧迫し、町村が行う行政改革の推進を阻害していることから、国が所管する関係団体の負担金等の削減について必要な措置を講じること。

四、ペイオフ凍結解除後における地方公共団体の公金預金の保護

ペイオフの凍結解除（定期性預金は平成14年4月から凍結解除）については、「預金保険法及び金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、当座預金及び普通預金等の流動性預金は、平成17年3月まで全額保護されることとなった。

しかしながら、それぞれの地方公共団体においては、公金預金の保護方策について未だ苦慮しており、預入先の金融機関が破綻し公金預金が喪失した場合には、地方公共団体の行政執行に重大な支障と、住民生活に多大な影響を与えることになる。仮に、それを防止するため公金預金の移し替えや分散を行った場合には、地域経済に不安や悪影響を及ぼすことも懸念される。

よって、国におかれては、地方公共団体の取り扱う公金預金について、ペイオフの凍結が解除される平成17年4月以降も、引き続きその保護のための必要な措置を講じること。

また、金融機関の破綻により金融システムの安定性が損なわれることがないよう確かな検査・監督を通じて金融機関の健全性を確保しつつ、経営安定化策を強力に推進するとともに、地方公共団体の公金預金の公益性に鑑み、金融機関の経営状況の把握に不可欠な情報開示の徹底や、地方公共団体に対する情報提供及び相談窓口の設置等について配慮すること。

五、情報通信技術（ＩＴ）の進展に対応した情報化施策の推進

我が国では、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（ＩＴ基本法）制定以来、ＩＴを中核として日本経済の活性化をはかり、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活を実現することを目標に各種の施策が進められている。

住民生活に直結する町村としても、行政サービスの電子化は重要な課題であり、国は町村の取り組みに対して、次の事項を積極的に実現させたい。

一、「総合行政ネットワーク」や「申請・届出等手続のオンライン化」にかかる基盤整備及びその運営経費について、積極的な支援措置を講じること。

また、市町村合併後に重複投資等の無駄が生じないよう、国が整合性のある方針を早急に示すこと。

二、情報通信技術を有効に活用するため、ＩＴサポート事業等、専門家の養

成や自治体、地域、学校教育等の場において担い手となる人材の育成及び情報システムの開発支援（共同開発を含む）など、情報リテラシーの向上に向けた施策を積極的に推進すること。

三、情報通信格差の大きい町村部の情報化を促進するため、光ファイバー網、移動体通信、情報通信拠点施設及びCATV等の高度情報通信基盤の重点的な整備を推進するとともに、民放テレビ放送難視聴の解消をはかること。

四、地上デジタル放送に対応するため、設備整備等に対する支援制度を創設するとともに、国民の理解を得られるよう、的確な広報を行うこと。

また、電波状況等により地域間格差が生じないよう配慮すること。

五、地理的位置や空間に関する情報等、国土空間データ基盤の整備を高度情報通信社会の基盤と捉え、町村における地理情報システム（GIS）の整備、普及の促進に格別の支援措置を講じること。

六、採算性等の問題から、民間事業者による光ファイバー網整備が進まない条件不利地域等に対し、超高速インターネットアクセスが可能な環境を整備するため、積極的な財政措置を講じること。

六、国土政策の推進

国土政策は、国土の均衡ある発展をはかることが基本である。国土総面積の約70%を占める町村は、人口減少と少子・高齢化が進行しており、国土の保全や地域社会の維持に苦慮してい

る。こうした中、相対的に立ち遅れている地域の国土基盤の整備を急ぐとともに、全国のそれぞれの地域が特性を生かした適切な役割を担っていけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

また、近年頻発している各種大災害の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくり、むらづくりをはかることに配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、「21世紀の国土のグランドデザイン」を効果的、かつ着実に推進するため、多自然居住地域と位置づけられ、国土の保全と利用について大きな役割を担う町村の意向に充分配慮すること。

また、整備が遅れている生活基盤の整備を推進するとともに、森林、農地等、国土資源の保全、管理が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国民の幅広い合意を基礎とした担い手確保等のための施策を確立し、推進すること。

二、災害に強い国土づくりのために、長期的視点に立って人口及び産業の地方分散を推進すること。加えて、国の行政機関、研究学園施設等については地方定住、特に若者の定住にも配慮して広く地方に分散・立地させること。

三、地域主導による個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、権限の移譲及び財政措置の充実強化をはかるとともに、地域づくりに資する情報の提供等、適切な支援策を講じること。

四、農山漁村地域を活力にあふれた住

みやすい地域として再生するため、農山漁村活性化対策並びに農林漁業振興対策等、各般の施策を拡充強化し、総合的、計画的に推進すること。

五、人口の減少と高齢化の加速等により放置されている山村の森林、中山間部農地等については、国土管理に配慮した適切な措置を講じること。

六、高規格幹線道路及び空港等、高速交通網の整備を推進すること。

特に、航空輸送の果たす役割の飛躍的な増大に鑑み、地方空港の整備を積極的に推進すること。

七、整備新幹線の整備については、国土の均衡ある発展をはかり、豊かさを実感できる国民生活を実現するために不可欠なプロジェクトであるので、早期着工、早期完成を目指して推進すること。

八、情報格差の是正、住民サービス向上のため総合的、計画的な地域情報化を促進すること。

特に、電気通信格差是正事業の拡充等により、自治体ネットワーク、光ファイバー網、移動体通信、CATV等の高度情報通信基盤の整備を推進すること。

九、社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、港湾整備並びに海岸整備が豊かで活力ある地域づくりをはかるうえからも重要であることに鑑み、必要な事業量を確保すること。

一〇、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの町村に対する振興施策を積極的に推進すること。

七、環境保全対策の推進

循環型社会への取り組みや有害物質処理、さらには地球環境問題など、廃棄物の処理は地域の住民にとっても重大な問題となっている。

このような中、町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を展開できるよう、国においては、次の事項を実現されたい。

一、廃棄物処理対策の改善強化

(1) 廃棄物処理施設整備計画の着実な推進をはかること。また、廃棄物処理施設の整備については、補助制度の拡充など所要予算額を確保するとともに、財政措置の充実をはかること。

(2) 有毒な新素材の使用を禁止し、一般廃棄物、建設廃材、使用済み自動車、処理困難廃棄物及び産業廃棄物等の処理については、製造、販売業者及び処理業者等の法的責任の強化と監視体制の確立をはかること。

また、不法投棄防止のための対策の充実をはかること。

(3) 廃棄物処理施設の解体、補修工事及び定期的な保守点検等に対する財政措置を講じること。

(4) 産業廃棄物処理施設等の周辺地域に対する環境整備対策を検討すること。

(5) 根本的なごみの減量化をはかるため、環境保全を基本理念とした全国民に対する教育を推進すること。

二、健全な循環型社会の構築

(1) 国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造事業者が製品のライフサイクル性の向

上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力的に指導を行うこと。

(2) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

(3) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)の運用にあたっては、ストックヤード等施設整備及び収集・運搬にかかる必要経費について財政支援措置を充実するなど町村が積極的に取り組めるよう配慮すること。

(4) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の本格施行に伴い増加している不法投棄への防止策として、監視体制の整備をはじめ、引き取り・リサイクルにかかる費用を販売価格に含めることを検討するとともに、不法投棄物の回収は、小売業者、製造業者等の責任で行うこととし、町村が不法投棄物を回収した場合は、その回収費用を製造業者等の負担とするなど、町村の新たな負担とならないよう、万全の措置を講じること。

また、不法投棄者に対し、罰則規定の整備など厳しい対応を行うこと。

なお、製造業者等が設置する指定引取場所を増設されたい。

(5) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)の施行にあたっては、不法投棄車の回収費用などについて、町村の新たな財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。

三、ダイオキシン類の対策強化

(1) ダイオキシン類の発生を未然に防

止するため、廃棄物処理にかかる抜本的な対策を推進すること。

特に、小規模施設における発生防止技術を確立するとともに、廃棄物焼却施設における焼却灰や周辺土壌の無害化処理技術の開発等、試験研究を拡充強化すること。

(2) 一般廃棄物処理施設のダイオキシン類の排出削減対策及び環境影響等の実態調査にかかる財政措置を充実すること。

(3) RDFの燃料としての利用促進のため、その規格及び安全基準の明確化等をはかるとともに、財政措置を拡充すること。

八、地域活性化対策の推進

国土の均衡ある発展をはかる見地から、財政基盤の弱い町村を重点的に活性化し、地域経済の再生、少子・高齢社会への対応をはじめ、若者も定住する豊かで住みよい地域社会を構築する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、町村が個性と活力ある地域社会の構築に向け、循環型社会の形成、少子・高齢化への対応、地域資源の活用促進等当面する政策課題に重点的に取り組めるよう、地域活性化事業を充実すること。

また、町村が自主的・主体的に取り組む地域づくりを推進するため、わがまちづくり支援事業等ふるさと関連施策を充実すること。

二、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの持つ国土保全、

水源かん養等の公益的な機能の重要性に鑑み、これら特定地域に対する振興施策を推進するため、特別な財政措置を講じること。

三、地域づくりと住民生活充実のため、文化、スポーツ施設の整備と有効活用の促進をはかるとともに各種活動への住民参加の促進対策等を強力に支援すること。

四、農山漁村地域が果たしている公益的役割の見地から、後継者の育成・確保、定住促進対策等の取り組みを支援するため、国土保全対策事業を充実すること。

五、地域活力の低下している農山漁村地域の活性化と農林漁業の体質強化をはかるため、農山漁村関連施策及び農林漁業振興対策を強力に推進すること。

六、地域産業創造対策及び地域経済活性化対策を推進するとともに、財政措置を充実すること。

また、地域の自主性を尊重しつつ地域雇用対策を推進すること。

七、国際化に対応した地域づくりのため、町村が実施している国際交流・国際協力事業及び在日外国人に関する対策等について財政措置を充実すること。

八、人口が急増する町村は、小・中学校等の教育施設、公共下水道、廃棄物処理施設等の生活環境施設など緊急に整備する必要があるため、その事業量を確保し、地域の実態に即するよう財政措置を強化すること。

九、少子化対策の推進

我が国における急速な少子化の進行等に鑑み、次代の社会を担う子どもが

健やかに生まれ、育成される社会の形成に資するため、次世代育成支援対策を推進するとともに、すべての子育て家庭における児童の養育を支援するため、地域における子育て支援の強化が求められている。

よって、国は町村に対する新たな財政支援の枠組みの構築をはじめ、子育て支援のための対策を総合的、計画的かつ緊急に推進すること。

一〇、社会福祉対策の推進

夫婦共働き世帯の一般化、核家族化の進行等に伴い、家庭における保育機能や介護機能が低下してきている。このため、地域住民のニーズに対応した保育制度の充実及び障害者が安心して暮らせる福祉のまちづくり等の推進が課題となっている。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、児童福祉対策等の推進

(1) 保育制度の充実

ア、「新エンゼルプラン」の着実な推進をはかること。

イ、保育所運営費の基準の改善をはかるとともに、特別保育にかかる財政措置を充実すること。

ウ、保育制度にかかる国の財政負担を地方へ転嫁しないこと。

(2) 児童健全育成対策にかかる財政措置を充実すること。

(3) 保育所と幼稚園の一元化をはかるため、抜本的・具体的な制度の見直しをはかること。

(4) 母子、父子家庭対策を充実すること。

(5) 乳幼児にかかる医療費の無料化を制度化すること。

二、障害者保健福祉対策の推進

(1) 障害者保健福祉対策にかかる財政措置を充実すること。

(2) 身体障害者更生援護施設等にかかる支援費については、地域性や人材の確保に配慮した基準を設定すること。

(3) 町村に移管された精神保健福祉業務については、職員の専門性及び精神障害者のプライバシーに十分な配慮をはかる観点から、そのあり方を基本的に見直すこと。

(4) 障害者スポーツの振興をはかること。

三、社会福祉協議会等の充実

(1) 町村社会福祉協議会の活動費にかかる財政措置を充実すること。

(2) 民生（児童）委員の活動費にかかる財政措置を充実すること。

一一、義務教育施設等の整備促進

我が国の将来を担う子どもたちを時代の進展に即応し、心身ともにたくましく育成するため、安全かつ快適で特色ある教育環境づくりが重要である。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、義務教育施設等整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を拡充すること。

二、学校給食については、地域の実情に即した給食施設及び設備にかかる財政措置を充実するとともに、米飯給食に対する財政措置を講じること。

また、集団食中毒対策の充実・強化をはかること。

三、学校図書館図書整備に対する財政措置の充実をはかること。

四、小・中学校等にかかる現行の放送受信料免除措置を継続すること。

五、総合的な学習の時間の実施にあたり、地域や学校が創意工夫を生かした特色ある教育を展開できるように所要の財政措置を講じること。

一二、青少年の健全育成対策の強化

次代を担う青少年の健全育成のため、家庭、学校並びに地域社会が一体となって強力に推進する総合的な対策が必要である。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、青少年の団体活動、ボランティア育成活動等青少年育成国民運動を一層推進すること。

二、学校生活におけるいじめや非行等の問題行動が多発している現状に鑑み、生徒指導の充実強化、その他児童・生徒を健全に育てるための道徳教育を一層推進すること。

三、特に最近の青少年による凶悪事件の頻発に鑑み、専門的見地からの原因究明をはじめ、その防止対策を総合的に推進すること。

一三、生涯学習等の振興

人々がいつでも、自由に多様な学習機会を選択して学ぶことができ、心にとりと潤いのある生涯を送れるよう、それぞれの地域の実情にあった生涯学習推進体制を整備する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、生涯学習振興事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

二、生涯スポーツの普及振興事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

三、史跡等文化財保護に対する財政措置を充実すること。

一四、老人保健福祉対策の推進

高齢社会の到来を踏まえ、新たなシステムに対応した基盤整備を計画的に推進するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを強力に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、「ゴールドプラン21」の着実な推進をはかること。

二、養護老人ホーム等にかかる措置費基準の改善をはかること。

三、在宅福祉施策及び老人福祉施設については町村が必要とする事業量を確保するとともに、地域の実情に応じた整備ができるよう財政措置を充実すること。

特に、小規模特別養護老人ホーム等の設置基準等の緩和をはかること。

四、高齢者がその実態に応じ、就業の機会を確保できるよう雇用対策を充実すること。

また、知識と経験を活かせる適当な仕事に従事し、教育、経済等社会活動に積極的に参加できる機会を確保する

ための対策を充実すること。

五、痴呆性老人に対する総合的対策の推進をはかること。

一五、介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度施行以来4年目を迎え、町村は被保険者の更なる多様化するニーズに対応するため、懸命の努力を傾注しているところである。

今後、益々高齢化が進むなか、被保険者が安心してサービスを受けることができるよう、充実した制度を構築するために町村の意見を十分に尊重しつつ、今なお山積している課題の解決に取り組む必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、保険者について

(1) 保険給付について施設サービスが中心となっているが、介護保険制度本来の主旨のとおり、被保険者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅サービスが提供できるよう制度化すること。

(2) 市町村が保険者となっているが、市町村が希望する場合には公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進すること。

二、保険料について

(1) 国及び都道府県による財政補填制度を創設した上で、低所得者に対する保険料については特別の措置を講じること。

また、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じる

こと。

(2) 保険料6段階制の更なる周知をはかること。

(3) 第1号保険料にかかる特別徴収の対象範囲(遺族年金、障害年金等)を拡大すること。

(4) 介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料(税)の収納率低下により生じる歳入欠陥については、全額国費により補填すること。

三、財政調整について
(1) 国の負担25%のうち5%が調整財源とされているが、調整財源については25%の外枠とするとともに、算定基準に介護保険施設の病床数を加味すること。

(2) 財政安定化基金にかかる財源は国及び都道府県において負担すること。

(3) 「広域化等保険者支援事業費」については、所要額を確保すること。

四、要介護認定について

(1) 公平、公正かつ迅速な認定を確実なものとするため、都道府県の責任において審査基準や不服に対する統一見解の提示及び連絡調整を行う本部並びに生活圏域を単位として審査判定を行う支部を設置すること。

(2) 認定審査会委員の研修及び訪問調査員の研修を充実すること。

(3) 認定審査会委員報酬及び調査業務委託料については、実勢に応じた基準額を設定すること。

(4) 認定更新の際、状態に変化が生じていない者については要介護認定期間を現行の原則6ヶ月から原則1年に延長すること。

(5) 主治医の意見書についてはコン

ピューターによる迅速化をはかるため、特記事項等を様式化すること。

五、介護報酬等について

(1) 訪問介護の給付については、身体介護と生活援助の2類型設定となっているが、これを1本化するなど、実態に即した見直しをはかること。

(2) いわゆる「介護タクシー」の取り扱いについては原則制度外とすること。

(3) 介護老人福祉施設の居住費の徴収については、低所得者に十分な配慮を講ずること。

(4) 福祉用具貸与の対象品目についても、利用者が希望する場合は購入可能とすること。

(5) 介護報酬の特別地域加算に係る影響額については、利用者負担を含め財政措置を講ずること。

六、利用者負担について

国及び都道府県による財政補填制度を創設した上で、低所得者に対する利用料負担については特別の措置を講ずること。

七、家族介護に対する評価について

(1) 町村においては家族介護に依存する度合いが高いという現状に鑑み、現金給付の制度化を含め支援策を充実すること。

(2) 同居家族に対する訪問介護に係る基準について、時間規制の2分の1要件は削除すること。

八、サービス提供事業等について

(1) 市町村において行う苦情処理事務については、円滑に処理できるよう支援体制を強化するとともに、十分な財政措置を講ずること。

(2) 市町村特別給付については法律、

政省令等によって関与しないこと。

九、介護基盤の整備について

(1) 市町村介護保険事業計画に基づき介護サービスが適切に提供できるよう、介護基盤整備については人材の育成・確保等にかかる支援策を含め十分な財政措置を講ずること。

(2) 介護療養型医療施設の入所定員数が市町村の保険料水準に及ぼす影響が大きいことに鑑み、(療養型病床群は)全て医療保険の適用とすること。

また、当面、介護保険制度で対応するとともに、介護療養型医療施設の新規指定にあたっては町村の意見を踏まえて行うとともに、転換型介護老人保健施設で対応すること。

(3) 介護支援専門員の地域的偏在等についての対応策を講ずるとともに、研修を充実すること。

(4) サービス事業者の指定については地元町村と十分協議し、同意を得た上で指定を行うこと。

(5) 介護老人保健施設については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

一〇、事務費について

事務費については、要介護認定等に要する費用の2分の1を補填するよう制度化すること。

また、制度化されるまでの間、従来の事務費交付金の必要額を全額確保すること。

一一、居宅介護サービス計画のチェック等、町村が給付の適正化のために行う取り組みが促進されるよう、国は支援すること。

一二、養護老人ホーム及びグループ

ホーム、特定施設等の施設入所者に対して、住所地特例を適用すること。

一三、その他

(1) 介護保険制度に関する国民の理解と協力を得るため、的確な広報を行うこと。

(2) 高齢者が可能な限り自立可能となるよう、介護予防・地域支え合い事業等の推進をはかること。

一六、地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、地域保健の充実
(1) 母子保健事業が円滑に実施できるよう財政措置を充実すること。

(2) 予防接種が集団接種から個別接種になったことに伴うワクチン代の高騰に対処し、予防接種事業にかかる財政措置を充実すること。

また、高齢者のインフルエンザ予防接種にかかる公費負担については十分な財政措置を講ずること。

(3) 保健師、助産師、栄養士等の養成、確保をはかるとともに、地域の実情に応じた配置できるよう財政措置を充実すること。

(4) 市町村保健センターの運営及び施設整備にかかる財政措置を充実すること。

二、地域医療体制の充実

(1) 自治体病院の医師確保対策をはかるとともに、経営健全化対策及び施設・設備整備にかかる財政措置を充実すること。

(2) 看護職員の養成、確保をはかるとともに、財政措置を充実すること。

(3) 国立病院・療養所の統廃合、経営移譲等については、地域の医療に支障をきたさないよう地元町村と十分協議すること。

三、へき地保健医療対策の充実

(1) 「第9次へき地保健医療計画」の着実な推進をはかること。

(2) へき地診療所等の運営、医師及び看護師等の養成、確保並びに施設整備等にかかる財政措置を充実するとともに、医師標欠にかかる診療報酬の減額措置について緩和措置を講じること。

四、救急医療体制の体系的な整備を推進するとともに、救急医療情報センタールにかかる財政措置を充実すること。

一七、医療保険制度の一本化の実現等

一、医療保険制度の一本化の実現について

市町村保険者は国民健康保険事業の健全な運営のため、日夜懸命の努力を傾注しているところである。

市町村国保は医療費の増高等により年々保険料(税)が高額化し、これ以上の保険料(税)の引き上げ及び一般会計からの繰り入れについては、もはや限界に達している。

そのような中、3月に閣議決定された「医療保険制度体系及び診療報酬体

系に関する基本方針」では、医療保険制度体系の基本的な方向として、被用者保険、国保それぞれについて、「再編・統合を進めるにあたっては、都道府県単位を軸とした保険運営について検討する。」とされており、将来の一本化の方向からみて前進したものと理解できる。

高齢者医療制度については、後期高齢者の独立保険方式と前期高齢者の財政調整方式が示されたが、具体的な制度の仕組み等が明らかにされておらず不十分である。

今後の具体的な検討にあたっては、市町村の意見を十分尊重するとともに、財政基盤の強化等、国保財政改善のため、国庫負担による財政支援措置を講じられたい。

二、合理的な医療費に関する方策等

(1) 介護療養型医療施設については医療的資格が強い現状に鑑み、全て医療保険の適用とすること。

(2) 診療報酬の改定に際しては適正化をはかること。

また、高齢者を中心として、長期療養者や慢性疾患に対する合理的な診療報酬包括支払方式を導入すること。

(3) 薬価及び保険医療材料価格の適正化をはかること。

(4) かかりつけ医機能の強化促進により、不必要な重複受診を避けること。

(5) レセプト審査の適正化をはかるとともに、レセプト及びカルテの電子化を推進すること。

(6) 難病等の特殊な疾病については国の負担とすること。

(7) 低所得者対策については制度外で

全国町村等職員みなさんの
家族総合保障
任意共済保険



三井生命



実施するなど十分に配慮すること。

(8) 生活習慣病対策の推進をはかるとともに、市町村保健事業を支援すること。

一八、農業・農村対策の推進

我が国の農業・農村は、過疎化・高齢化の進展による担い手の減少、耕作放棄地の増加、国際化の一層の進展等大変厳しい状況にあり、また、BSE（牛海綿状脳症）の発生や食品の虚偽表示等により、食品に対する消費者の信頼は著しく低下している。

このような状況において、食料・農業・農村基本法を基礎として策定された「食料・農業・農村基本計画」や「食」と「農」の再生プラン」を着実に実施し、食の安全と安心の確保をはかるとともに、安定した足腰の強い農業、農村の構築を早急に実現する必要がある。

よって、国は、次の事項を実現されたい。

一、食の安全と安心の確保と食料自給率目標の達成

(1) 食の安全と安心の確保

消費者保護を第一に、食に対する安全と安心を確保するため、新たに制定された「食品安全基本法」や今般整備された関連法制度に基づき、食品安全行政を着実に推進すること。

また、食卓へ生産情報を届けるトレーサビリティシステム（生産加工履歴情報を把握できる仕組み）を多くの食品に導入するとともに、その円滑な推進と適正な実施のための体制を整備すること。

食品表示については、消費者の適正な商品選択、安全性への関心の高まり等に資するため、制度の一層の充実をはかり、わかりやすく信頼される表示制度を確立するとともに、不正を見逃さない監視体制の整備をはかること。

(2) 食料自給率目標の達成

「食料・農業・農村基本計画」において示された食料自給率の目標を確実に達成するため、国内農業生産振興対策を抜本的に強化するとともに、食料消費については、食品の廃棄や食べ残しの削減等食生活の見直しについて周知・普及をはかること。

なお、基本計画の見直しにあたっては、町村の意見を充分に聞くこと。

また、地産地消の推進に向けた地域の取り組みに対してハード、ソフト両面にわたる支援を強化すること。

二、国内農業生産体制の強化と国産米の消費拡大

(1) 新たな米政策への円滑な移行

昨年末に決定された「米政策改革大綱」に基づき具体化される制度が地域の実情に即した水田農業の発展と安定に資するとともに、新たな米政策に円滑に移行出来るよう、以下の事項の実現をはかること。

水田農業構造改革交付金（米政策改革大綱においては、「産地づくり推進交付金」）については、多様な地域の特長や創意工夫を活かし、これまでの交付水準を維持し得るよう、必要な予算の確保をはかること。

「過剰米短期融資制度」については、過剰米の区分出荷が円滑に行われるよう必要な予算の確保をはかること。

と。

新制度の実施にあたっては、目標の配分・確認・助成金の交付等にかかる町村の事務負担の軽減をはかること。

新たな米政策の円滑な推進をはかるため、町村の推進活動に対する十分な支援措置を講じること。

(2) 農業生産の総合的な振興

耕種と畜産の連携強化等による農業生産の総合的な振興をはかる観点から再編・統合された「生産振興総合対策事業」を着実に推進すること。

特に、自給率の低い麦、大豆等の重点的な生産振興をはかるため排水対策等圃場の改良整備を推進するとともに、各地域の実情に応じた地域特産作物の振興、開発を行うこと。

また、園芸産地の活性化をはかるため、産地の実態にあった野菜生産省力機械の開発普及を促進すること。

なお、生産資材費の軽減をはかるため、農業機械・施設リース事業を拡大すること。

(3) 畜産対策の推進

ア、家畜排せつ物法の施行に向けて、処理施設の整備、堆肥の広域流通など畜産環境対策の一層の推進をはかること。

イ、BSE（牛海綿状脳症）については、その発生原因を早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じるとともに、関連諸対策を引き続き強力に推進すること。

また、口蹄疫等畜産にかかる海外伝染病の国内侵入・まん延防止対策等の防疫対策の一層の強化をはかること。

(4) 野菜対策の推進

国産野菜のブランド化を推進するとともに、生産の効率化・高付加価値化、流通システムの改革、価格安定制度の拡充等により、国際競争に耐えうる体質の強い国内産地体制の確立をはかること。

(5) 国産米の消費拡大

世界的な食料・環境問題が懸念される中、米を中心とした日本型食生活の再構築を目指すとともに、農村地域の活性化につながる新たな米消費拡大策の拡充強化をはかること。

また、日本の食文化を守り育てていくため、米飯を主体とする学校給食制度を確立し、学校給食用米穀の確保のための施策の創設と必要な財源の確保をはかること。

三、WTO農業交渉への対応

WTO農業交渉については、メキシコのカンクンにおける閣僚会合では合意が得られず交渉は延期となったが、今後の交渉においても、各国の多様な農業の共存を基本的な哲学とし、農業の多面的機能への配慮、食料安全保障の確保、農産物輸出・輸入国に適用されるルールの不均衡是正、などを内容とする「日本提案」の実現に向け、特に下記事項を基本に交渉を強力に展開すること。

農業の多面的機能など、「非貿易的関心事項」が反映された農業モダリティの確立をはかること。

各国の食料・農業事情を無視した、関税や国内支持の一律的かつ大幅な削減や、輸入数量の大幅拡大を受け入れないこと。

米については、ミニマム・アクセス

入制度の見直しを実現し、総合的な国境調整措置を堅持すること。

なお、メキシコ等と個別に行われていたFTA（自由貿易協定）交渉についても、こうした基本的な考え方のもとに我が国農業・農村の実情に十分配慮して進めること。

また、輸入農産物が増加傾向にあることから、監視を強化し、国内農業経営に著しい影響がある場合、セーフガード（緊急輸入制限措置）を迅速かつ円滑に発動するとともに、国内産地対策を強化すること。

四、地域農業の体質強化

(1) 地域農業の担い手の育成・確保
新規就農者を広く内外から確保するため、就農情報の提供体制の整備、技術・経営研修の充実、新規就農に対する必要な援助等総合的な支援対策を講じること。

また、安定した農業者年金制度は、若い担い手の確保の面から重要であるため、新制度のPR、加入促進に努めるとともに、制度の充実強化をはかること。

さらに、認定農業者への支援を資金面、技術面から強化するとともに、女性の農業経営に参画する機会の確保と高齢農業者が生きがいを持って農業活動を行うことができる環境の整備、集落営農に対する支援を強化すること。

(2) 農業農村整備の推進と負担金の軽減
農業農村整備事業の円滑な推進に資するため、農家や地元町村の負担を軽減するとともに、これら負担金の償還に対し、借り換えや繰り延べ等の円滑

化対策を講じること。

また、土地改良施設の維持管理対策を拡充すること。

(3) 経営構造対策の推進と担い手への農地の利用集積の促進
地域における加工、流通等を含めた高付加価値農業への取り組みを一層支援するため、経営構造対策を拡充すること。

また、認定農業者等担い手への農地利用集積対策及び法人経営の育成対策を強化すること。

(4) 優良農地の確保と土地利用調整の強化
「食料・農業・農村基本計画」で示された食料自給率の達成に向け、必要な優良農地の確保と有効利用を積極的

に推進するとともに、地域の実態に応じた土地利用をはかるため、土地利用の計画策定及び諸規制にかかる権限については町村長に委譲すること。

(5) 農林地の保全・管理対策の強化
耕作放棄農地や放置森林等の増加傾向に対処し、国土の保全管理を推進するため、中長期的視点に立つて以下の措置を講じること。

ア、耕作放棄農地、放置森林等の維持管理等を行う町村、公社、第三セクターへの経費助成の拡充

イ、不在地主の農林地や耕作放棄地、離農希望者の農地等について、町村や農協等が買い取り又は借り受けを行い、新規就農者や意欲ある担い手に引き継ぐまで維持管理する制度の創設

ウ、農業公社、関係法人等の設立並びに耕作農地確保の場合の事務手続きの簡素化

(6) 農業経営安定対策の充実
米・麦・野菜等の農畜産物価格安定

制度については、市場原理を重視した価格政策への見直しが進められているが、大幅に価格が下落した場合に、農業経営に大きな影響を及ぼさないよう所得確保対策及び経営安定対策等の施策を拡充すること。

また、経営を単位とした新たな農業経営所得安定対策の早期樹立をはかるとともに、その構築にあたっては、地域の実態に即したものとすること。

(7) 農業関係団体の見直し
最近の地域農業構造の変化や食料、農業、農村に関する諸制度の見直しを踏まえ、農業委員会、農業共済組合など関係団体・組織のあり方を見直すとともに、地域の実情に応じた弾力的な組織運営を可能とすること。

五、農山村地域活性化対策の拡充と生活文化環境等の整備

(1) 農山村地域活性化対策の総合的推進
若者の定住をはかるため、農林業を基幹産業とした多様な産業の総合的振興等、就業、所得機会の拡大をはかるとともに、都市と比べて立ち遅れている農山村の道路、集落排水施設、情報関連施設、福祉施設等生活文化環境の整備を促進すること。

(2) 中山間地域等の振興
中山間地域等の一層の振興をはかるため、「新山村振興等農林漁業特別対策事業」を推進すること。

また、中山間地域等直接支払制度については、平成17年度以降の拡充延長に向けて、対象地域の見直しや事務負担の軽減など町村の意向を十分に把握し検討を進めること。

(3) 農山漁村と都市との共生・対流の推進
農山漁村地域の活性化や都市と農山漁村の共生・対流をはかるため、農山漁村情報の受発信機能の強化、受入体制や交流空間の整備、農業体験学習の一層の推進等総合的な対策を講じること。

(4) 地方財政措置の拡充
地域の自主性・創意工夫を活かすつ、地域の活性化をはかるため、農山漁村関連施策」及び「国土保全対策」を拡充すること。

六、地域食品産業振興対策の充実と食品流通の構造改革の推進

(1) 地域食品産業振興対策の充実
ア、多様な消費者ニーズに対応し、地場食品加工産業の育成とふるさと食品の高付加価値化、販路の拡大等をはかること。

イ、農村地域に立地している農林水産関係加工産業は、規模が小さく経営が不安定であるので、その体質強化、経営の安定等をはかるための施策を充実すること。

(2) 食品流通の効率化
輸送技術、貯蔵技術の改善等による、低コスト・省力化等食品流通の構造改善対策を積極的に推進すること。

七、農業技術の開発と普及等
生産性の向上や経営体質の強化等をはかるため、地域の特性に応じた農業に関する研究及び普及並びに消費者ニーズに応じた新しい食品の加工及び開発に関する研究を推進すること。

特に、遺伝子組み替え技術を活用して生産した農畜産物については、環境への影響や安全性の確保に十分配慮すること。

八、農業税制の改正

(1) 改正食糧法に基づく米穀安定供給確保支援機構の行う集荷円滑化対策等にかかる農業者等の負担金を必要経費または損金に算入することの出来る特例措置を講じること。(所得税・法人税)

(2) 平成15年度の水田農業経営確立助成補助金等について、個人が交付を受けた場合は一時所得とし、法人が交付を受けて固定資産の取得等を行った場合には圧縮記帳をすることのできる特例措置を講じること。(所得税・法人税)

(3) 家畜排せつ物処理・保管用施設の特別償却制度ならびに固定資産税の特例措置の適用期限を延長すること。(所得税・法人税・固定資産税)

(4) 農地保有合理化法人が農用地区域内の農地等を取得した場合の移転登記等にかかる登録免許税の軽減措置を延長すること。(登録免許税)

一九、森林・林業対策の推進

我が国の森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷、林業従事者の減少等依然として厳しい情勢にあり、山村では過疎化・高齢化が進行している。町村は地域森林の維持管理において、大きな役割を担っているが、国土保全、水源かん養等年間70兆円を超える森林の多面的・公益的機能の発揮や京都議定書で定められた二酸化炭素排出

量削減の目標達成のためには、「地球温暖化防止森林吸収源10力年対策」の着実な推進をはかるとともに、「森林・林業基本計画」に基づき森林の整備、木材の供給・有効利用、山村の活性化を促進する必要がある。よって、国は次の事項を実現された

い。

一、「森林・林業基本計画」に即した施策の総合的推進

(1) 新たな「森林・林業基本法」に基づき策定された「森林・林業基本計画」に即し、重視すべき機能に応じた森林整備の目標や木材の供給・利用の目標の達成に向けて森林・林業施策の総合的・計画的な推進をはかること。

(2) 森林の多面的・公益的機能の持続的な発揮をはかり、森林・林業対策の抜本的な強化をはかるため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源(全国森林環境・水源税(仮称)・温暖化対策税等)の創設・導入をはかるなど、国民的支援の仕組みを構築すること。

二、林産物の特性に配慮した貿易ルールの確立

林産物に関するWTO交渉においては、地球環境の維持、森林資源の持続的利用の観点にたつて、輸出国・輸入国双方の林業・木材産業の健全な発展に資する貿易制度の確立・違法伐採を抑制するルールづくりに努めるとともに、関税の引き下げ等により国内林業の採算性がこれ以上低下することのないよう配慮すること。

また、急激な輸入量の増加により、国内林業が深刻な打撃を受ける事態が生じた場合は、一般セーフガード(緊急輸入制限措置)の発動を迅速に行うこと。

三、地域における適切な森林管理対策の拡充と森林基盤整備の推進

(1) 「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村への財政措置を拡充すること。

また、地域の実態に即した土地利用の調整をはかるため、保安林の指定、解除にかかる町村長の権限を強化すること。

(2) 担い手対策、公有林化、上下流連携による森林整備、地域材の利用を一層促進するため、「森林・林業振興対策」及び「国土保全対策」にかかる地方財政措置を強化すること。

(3) 町村における森林・林業行政の充実をはかるとともに、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に森林面積を測定単位として算入する「森林・林業行政費」を新設するなど所要の財政措置を講ずること。

また、投資的経費の補正要素に「林道延長」を加味すること。

(4) 16年度が最終年度となる「緊急間伐5力年対策」の計画実施により、森林機能の充実をはかるとともに、間伐材の利用を促進すること。

また、間伐推進に係る補助事業の対象に、「巻き枯らし」による間伐方法を追加すること。

(5) シカ、イノシシ、サル等の野生鳥獣による農林業被害が深刻化しているため、特定鳥獣保護管理計画の策定を促進するとともに、同計画に基づき防

除対策等の強化をはかると。

また、松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病害虫被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策など防除制度の強化をはかるとともに、より効果的な駆除技術の開発や樹種転換の推進、被害木等の利用促進をはかると。

(6) 森林法に基づき重視すべき機能に応じた区分された「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」ごとに適切な森林整備を促進するため、造林・林道・治山事業の拡充強化をはかるとともに、大規模林業園開発林道事業の計画的な推進をはかると。

また、里山等の竹林化を防止するため、侵入竹の駆除対策の拡充や簡易で効果的な駆除方法を早急に確立するとともに、竹材の用途開発や利用の拡大をはかると。

(7) 林道等の新設・改良を行う場合の財政措置を拡充するとともに、用地費については一般道路に準じた扱いとすること。

なお、森林管理道を補完する作業路の開設事業については多額の経費を必要とするので、森林管理道に準ずる助成措置を講じるとともに、災害復旧にかかる補助制度を新設すること。

(8) 国民参加の森林や緑を守る運動を推進するため、緑化推進事業、ボランティア活動を支援すること。

(9) 相続に伴う森林保有の細分化、世代交代による境界の不明確化、木材価格の低迷による採算性の悪化等から放置森林が増大しているため、森林経営

の集約化や森林組合等による公的管理への支援の強化をはかるとともに、森林の管理・利用が地域で適切に実施しうるよう、法的措置を含め新たな仕組みの構築をはかること。

また、公益性の高い森林の公有林化にあたっては、譲渡所得税の減免措置を講じること。

(10) 林地への廃家電製品や産業廃棄物等の不法投棄問題に対処するため、森林法の罰則規定や監視体制の強化を含め早急に対策を講じること。

四、担い手の育成と経営改善

(1) 林業労働力の確保・育成、及び森林組合作業班の体質強化をはかるため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」の適切な運用に努めるとともに、通年雇用制度の確立、他産業従事者並みの所得の確保、社会保障制度の整備、研修制度等の充実をはかること。

また、緊急地域雇用創出特別交付金事業及び緑の雇用担い手育成対策事業の拡充をはかるとともに、恒久的事業として制度化すること。

(2) 地域林業の中心的担い手である森林組合を強化するため、広域合併、組織・経営基盤強化の条件を整備すること。

また、生産森林組合が分収林契約に基づく分収金を組合員に分配した場合、法人税の所得の計算上、従事割配当と同様損金算入を認めること。

(3) 競争力のある木材産地を形成するため、担い手への森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を推進する林業・木材産業構造改革事業を

推進すること。

(4) しいたけ等特用林産物の国際競争力を高めるため、高品質しいたけの生産や生産・流通コストの削減に向けた支援対策を推進すること。

(5) 農林漁業金融公庫資金、林業改善資金、木材産業等高度化推進資金の貸付枠の確保、貸付条件の改善を行うこと。

五、木材の安定供給と需要の拡大

(1) 木材の拠点的加工・流通施設等を整備し、流域一体となった原木の安定的供給体制の推進、木材産業の体質強化をはかること。

また、国産材素材価格の安定をはかるための対策を講じること。

(2) 公共建物、公共土木事業、住宅建設における国産材の利用促進をはかるとともに、林地残材等の木質バイオマスエネルギーとしての活用をはかるため、ガス化等の技術開発及び施設整備に対する支援を強化すること。

また、国産材を利用した場合の税制・金融上の優遇措置の拡充、木材利用に関する情報提供・PR活動等により木造住宅の需要拡大を推進すること。

(3) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の施行に伴い、より良質で安定した木材製品の供給が求められているため、木材の乾燥の促進等に対する支援を一層強化すること。

また、集成材等の高次加工技術の研究開発について、国産材利用を促進する観点から早急に取り組むこと。

六、中山間地域対策の推進

(1) 森林の有する多面的機能の発揮を

まちの歴史を後世に残すお手伝いをいたします。

広報紙を



デジタル化したDVDをこのようなところで活用できます



☆美術館・博物館・歴史民俗資料館
でのデジタルミュージアムとして

☆公民館・図書館・市町村役場ロビー
でのわがまちの歴史探索機能として

☆観光地・学校
などでのまちのPRや教育補助教材として

写真を



デジタル修復保存
文字情報も付加できます
(撮影年月日・場所・被写体情報 など)

デジタル技術による
画像修復 保存システム

G-das
gyro-digital archives system



お問い合わせはこちらまで 詳しくは<http://www.system-think.co.jp>

株式会社システムシンク 企画営業グループ G-das担当まで
東京都品川区西五反田2-30-4 BR五反田11F TEL:03-5434-7484 FAX:03-5434-0421



はかる観点から、森林施業の実施に不可欠な地域活動を支援する森林整備地域活動支援交付金制度の円滑な推進をはかること。

なお、協定の締結、実施状況の確認等にかかわる町村の事務を簡素化し、町村に過重な負担がかからないようにすること。

(2) 山村と都市との交流活動・施設等の充実により、双方の住民にとって、森林・山村が活力と魅力ある地域となる施策を推進すること。

七、国有林野所在町村に対する森林管理対策の充実

国有林野事業の改革に伴う組織・要員の合理化等により、森林の維持管理が低下することのないよう適切な森林整備を行うこと。

また、国有林、民有林一体の管理体制を強化するため、流域管理システムに対する支援措置を拡充すること。

八、林業税制の改正

(1) 林業経営者の森林施業の継続を支援する観点から、新たな森林施業実施協定を締結した山林に対して、相続税の軽減等を行うこと。(相続税)

(2) 林業経営基盤の強化をはかるため、林業経営改善計画の実施者に対する林業用機械等の割増償却の適用期限を延長すること。(所得税・法人税)

(3) 林業労働力の確保に資するため、改善計画に従って雇用管理等の改善を行う林業事業体の林業用機械等についての割増償却の適用期限を延長すること。(所得税・法人税)

二〇、水産業対策の充実

我が国の水産業は国民の健康で豊かな食生活の一翼を担っており、また、漁村は水産業の健全な発展のための基盤たる役割を担っている。しかし、水産業及び漁村をめぐる環境は、水産資源の低迷や漁業生産の担い手の減少・高齢化、さらには輸入の増大による水産物価格の低迷等極めて厳しい状況にある。このような状況に的確に対処し、水産業の一層の振興と活力ある漁村の形成をはかるためには、「水産基本計画」に基づく具体的施策の早期実施等水産業対策をさらに充実させる必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

一、「水産基本計画」に基づく具体的施策の推進

水産物の安全と安定供給を確保し、併せて水産業の健全な発展と漁村の振興をはかるため、「水産基本法」に基づき策定された「水産基本計画」に従い、具体的施策を着実に推進すること。

二、水産物の安全・安心の確保と供給体制の整備

(1) 水産物の食品としての安全と安心を確保するため、衛生管理体制を強化するとともに、消費者の適切な消費行動に資するため、生産履歴や原産地表示など適正な情報提供に関する対策を強化すること。

また、引き続き魚食の普及に努めること。

(2) 地域水産物の特色を活かしたブランド化推進のための対策を強化すること。

(3) 産地市場の統合を促進し、その機

能を強化することにより、水産物流通の合理化・情報化を一層推進するとともに、水産加工地域の再生強化と水産加工業の体質強化をはかること。

(4) 水産物の需給と価格の安定化をはかるため、引き続き漁獲物の調整保管事業を実施すること。

三、適切な資源管理に資する貿易ルールの確立

水産物に関するWTO交渉において、各国がそれぞれ自国の水産資源を適切に管理することを促進する貿易ルールの確立を目指すとともに、我が国の水産業の安定と発展に支障が生じることのないよう、関税の引き下げ、非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

また、輸入の増大によって我が国の漁業者等の経営に著しい影響が生じた場合は、速やかに一般セーフガード(緊急輸入制限措置)を発動すること。

四、漁業経営対策の強化と漁業就業者の確保・育成

(1) 漁業経営の安定をはかるため、漁業経営の維持に必要な資金や漁船の取得の円滑化をはかること。

(2) 漁業経営の基盤強化を支援するとともに、漁業就業者の確保・育成をはかるため、労働環境の改善、漁業技術や経営管理能力の向上等の諸対策を総合的に推進すること。

(3) 合併を行う漁協に対する支援や漁協の人材の育成等、漁協に関する施策を引き続き推進すること。

(4) 漁業災害補償制度が、漁業経営の安定対策として実効あるものとなるよう、制度の普及及び加入の促進等に努

めること。

五、資源管理対策の強化と操業秩序の確立

(1) 我が国周辺水域の資源回復を加速し、その持続的利用をはかるため、資源回復計画の作成・普及、漁獲努力量の適正化、多面的な資源管理型漁業の推進に努めること。

また、あわび、うに等の沿岸定着性水産動物資源に対する密漁について、罰則の強化やすべての漁船に船位報告機器の搭載を義務づけるなど、効果的な防止対策に必要な支援措置を講じること。

(2) 遊漁における資源利用の適正化及び遊漁船業に対する指導の強化に努めること。

(3) 日韓及び日中の漁業協定の発効以来、特に韓国漁船による違法・無謀操業が我が国の漁船の操業及び水産資源に大きな影響を及ぼしているため、指導・取締体制を一層拡充・強化するとともに、協定水域全域における操業秩序の確立をはかること。

六、つくり育てる漁業の推進と内水面漁業の振興

(1) 栽培漁業の継続的かつ積極的な事業展開を推進するとともに、栽培技術の開発、指導及び関連施設の整備等に努めること。

また、良好な養殖漁場の確保に努めるとともに、その環境の維持・改善を推進する等、養殖業にかかる施策の充実・強化に努めること。

(2) 内水面漁業・養殖業の一層の振興と内水面地域の活性化をはかること。
また、生態系に悪影響を与えている

外来魚等に関する総合的な対策を講じるとともに、地域特有の魚類の生態系に配慮した増殖手法を確立すること。
七、活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進

(1) 漁村の生活環境の総合的整備と都市との交流の促進等により漁村の活性化をはかるとともに、災害に強い漁村づくりを推進すること。

(2) 「漁港漁場整備長期計画」に基づき、引き続き漁港と沿岸漁場の整備を一体的・総合的に推進すること。

(3) 海岸災害の防止対策を強化するとともに、自然環境の保全や都市との交流など、地域のニーズに対応した海岸整備を計画的に推進すること。

八、漁場・沿岸環境保全対策の推進
(1) 漁場環境及び生態系の保全をはか
るため、引き続き漁民の森づくり活動
を支援するとともに、磯焼け現象の解
消など藻場・干潟の再生・造成、水質
の改善等に努めること。

(2) 漁業系廃棄物の処理・再利用シス
テム及び赤潮・貝毒による漁業被害防
止等に関する技術開発を促進すると
ともに、ダイオキシン類などの有害化学
物質の魚介類への影響調査等、水産関
係の環境問題全般についての対策を早
急に確立すること。

(3) 海浜及び漁場の美化を総合的に推
進する施策の充実をはかると。

特に、町村の海浜清掃等環境美化運
動に対し積極的に支援するとともに、
外国等からの漂着物の処理に対する助
成措置を講じること。

(4) 近年、我が国沿岸等において、沈
没・座礁した外国船が長期にわたって

放置される事件が発生しているが、こ
れら放置船がその船主により撤去不能
な場合、国による撤去等の措置を講じ
られるよう、関係省庁が連携して制度
化をはかると。

(5) 平成12年漁期に発生した有明海に
おけるノリ養殖の大規模な不作につい
ては、原因究明のための調査を引き続
き実施するとともに、新たに制定され
た有明海及び八代海を再生するための
特別措置法に基づき、当該海域の環境
の保全・改善、水産資源の回復等の措
置を速やかに講じること。

九、海外漁場の確保等

(1) 国際的な資源管理に貢献すると
ともに、海外における遠洋漁業の漁場の
確保に努めること。

(2) 鯨類による魚類の捕食量が漁業生
産に与える影響が看過できない状況に
あるので、その影響の減少と鯨類資源
の合理的利用をはかるとともに、捕鯨業の
早期再開に向けて努力すること。

一〇、試験研究と技術開発の推進

水産各分野の持続的発展をはかる上
で不可欠な試験研究・技術開発につい
ては、課題の重点化と一層の効率的な
推進をはかると。

一一、漁村地域に対する地方財政措置
の拡充

漁村は、沿岸、離島、半島等条件不
利地域にあり、財政基盤も脆弱な町村
が多いことから、農山漁村対策にかか
る地方財政措置を拡充すること。

一二、水産税制の改正

(1) 農林漁業輸入A重油の免税措置と
国産A重油の還付措置を延長するこ
と。(石油税)

(2) 漁業経営改善計画を実施する者の
取得した漁船の所有権の保存登記等に
係る税率軽減措置を延長すること。
(登録免許税)

(3) 漁船の法定耐用年数を延長するこ
と。(所得税・法人税)

二、地域商工業振興対策の推進

農山漁村地域における農林水産業と
商工業の均衡ある発展及び雇用の確保
に資するため、地域産業の育成並びに
企業誘致の推進をはかる必要がある。
よって、国は次の事項を実現されたい。

一、工業等の導入促進と地域産業の育
成

(1) 多様な就業機会の確保を積極的に
推進するため、産業再配置に対する各
種施策の充実をはかるとともに、むら
おこし事業等の拡充により地域のもつ
資源や技術を活用した新たな産業の創
出や起業化支援をはかると。

(2) 「農村地域工業等導入促進法」に基
づく第8次農村地域工業等導入基本方
針を早急に策定すること。またその策
定にあたっては、農村地域の実情を十
分考慮し、実効性のあるものとするこ
とと、我が国の産業構造の変化の見
通しを踏まえ、対象業種の拡大をはか
ること。

(3) 地域の伝統的工芸品産業における
技術の継承、意匠の開発をはかると
ともに、製作や販売の場の提供などに
対し、積極的な支援を行うこと。

二、地元商工業対策の強化

(1) 地元中小小売店の振興をはかると
ともに、空洞化が深刻化している町村

の中心市街地を活性化させるため、商
業基盤設備や商業施設の整備等の対策
を拡充すること。

また、地元商工業の振興をはかるた
め、IT(情報通信技術)の的確な活
用を通じて経営革新に取り組む中小企
業に対する支援を拡充するとともに、
創業支援、新商品開発等の施策を強化
すること。

(2) 地元商工業の支援ニーズに迅速か
つ的確に対応し得るよう、商工会等によ
る経営指導体制の強化をはかるとも
に、商工会等が行う地域振興活性化事
業等に対する支援措置を充実すること。

(3) 中小企業の資金需要に円滑に対応
できるよう政府系中小企業金融機関に
ついては、貸付規模の確保と貸付条件
の改善をはかると。

また、資金繰りが悪化している中小
企業の資金調達の円滑化をはかるた
め、中小企業に対する信用補完制度を
拡充強化すること。

三、生活環境の整備促進

国民が真に豊かさを実感できる住み
やすい地域社会をつくるため、生活環
境の整備対策を強力に実施する必要が
ある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、水道施設の整備促進

(1) 上水道施設、簡易水道施設の整備
にかかる財政措置を充実すること。

(2) 高料金水道に対する財政措置を充
実すること。

二、排水処理施設の整備促進

(1) 社会資本整備重点計画に定められ

た重点目標を達成するため、下水道事業について、所要の事業量を確保すること。

また、著しく整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進するとともに、下水道整備にかかる財政措置を充実すること。

(平成14年度未普及率 全国ベース
65・2%、5万人未満の市町村
31・8%)

(2) 農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

(3) 浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置の充実をはかること。

(4) 各種排水処理事業において、処理施設への相互接続の弾力化、水質検査項目等の統一をはかる等、排水処理事業の効率的、一体的な整備を行えるよう配慮すること。

また、各種排水処理事業の推進にあたっては、建設費及び運営経費の低減化をはかることから、地域の実情に応じた簡易な施設の整備ができるよう、整備形態及び補助採択基準等の弾力化をはかること。

三、社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、都市公園事業について、所要の事業量を確保すること。

また、著しく整備が立ち遅れている町村の都市公園整備事業を重点的に推進すること。

四、第8期住宅建設五力年計画の着実

な実施をはかるとともに、公営住宅の整備を重点的に推進すること。

五、火葬場・斎場等の施設整備にかかる財政措置を充実すること。

二、道路の整備促進

国土の7割強を占める町村を広く国民のふるさととして活性化し、地域住民の生活を豊かな潤いのあるものとするため、社会経済活動を支える道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっている。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、道路網の整備促進

(1) 社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、道路事業について、所要の事業量を確保するとともに、遅れている町村道の整備を重点的に推進できるよう配慮すること。

また、道路特定財源については、所要財源の確保をはかること。

(道路実延長のうち、84・4%を占める市町村道の改良率は52・8%、舗装率は17・3%)

(2) 国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するとともに、特定地域の開発のための道路整備を推進すること。

(3) 高規格幹線道路網の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。

また、高速自動車国道の着実な整備を推進するため、全国料金プール制を堅持すること。

二、落石、崩土等の発生を未然に防止するため法面保護、落石防止事業等

積極的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

三、社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、交通安全施設等整備事業について、所要の事業量を確保すること。

四、里道の譲与に要する経費について十分な財政措置を講じること。

二、河川等の整備促進

真に豊かな生活を実現するため、治水事業を積極的に推進することが緊急の課題である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、治水事業について、所要の事業量を確保するとともに、著しく整備が立ち遅れている準用河川改修等の治水事業を重点的に推進すること。

また、事業の実施にあたっては、生態系の維持に十分配慮すること。

二、社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、海岸事業について、所要の事業量を確保すること。

三、水路の譲与に要する経費について十分な財政措置を講じること。

二五、土地対策の確立

土地政策については、有効利用に向けた流れを中長期的に定着することとされているが、豊かで安心できる地域づくりを目指す観点から、「土地基本法」の基本理念を踏まえつつ総合的な土地政策を機動的に実施する必要がある。

る。

また、地方公共団体の公共用地の取得が困難な状況には、特に配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、土地に関する施策を総合的かつ機動的に実施するため、関係省庁間及び国・地方を通ずる施策の総合調整をはかること。

また、町村における総合的な土地利用計画の整備がはかれるよう、権限を拡充すること。

二、特定土地区画整理事業及び特定住宅地造成事業にかかる公有地提供者(代替地提供者を含む)に対する譲渡所得税の特別控除額を引き上げること。

三、公共事業について、土地収用制度上の事業認定をつけることなく「租税特別措置法」の特別控除が認められる対象事業の範囲を拡大すること。

四、公共用地の取得の円滑化をはかるため、老齢福祉年金受給者が、公共用地として土地を譲渡した場合の所得(限度額1,000万円)は、老齢福祉年金支給停止にかかる所得とみなさないこととされているが、この所得制限額を引き上げること。

五、土地開発公社が地方公共団体に代わって、公共用地としての利用を目的として農地を取得する場合には、「農地法」第4条の転用の制限及び同5条の権利移動の制限について、地方公共団体の場合と同様の取り扱いとし、円滑に取得できるように制度を改正すること。

六、「第5次国土調査事業十箇年計画」

の計画的かつ着実な推進をはかるため、所要事業量の確保と財政措置を充実するとともに、再調査についても財政措置を講じること。

二六、災害対策の推進

近年の三宅島、有珠山の火山活動などの頻発する災害に対し、被災町村は、一日も早い災害復旧と、住民生活の安全確保のため、復旧作業に努めているところであるが、ついでに、国においても災害対策の一層の充実をはかる観点からも、次の事項を実現されたい。

一、大震災等災害対策の確立

(1) 阪神・淡路大震災等の貴重な経験や教訓を踏まえ、災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、国、都道府県、市町村等にわたる総合調整体制の強化を行い、財政措置の充実を含め、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を確立するとともに、地震災害に関する資料の収集、保存、展示、防災に関する総合的、実践的な能力を有する人材の育成等の事業の推進をはかること。

(2) 電気、水道、ガス等のライフラインの安全性の強化をはかること。

(3) 基幹となる交通、通信施設の災害に対する安全性を充分なものとする。また、公共施設等の耐震性、不燃化対策を強化すること。

(4) 公園・緑地及び緊急輸送道路、特に農道、林道等を整備すること。

(5) 貯水槽の整備及び井戸の活用による緊急時の生活用水の確保、食料の備蓄及び炊き出しのための資材整備について万全の備えを行うこと。

(6) 災害等に対応する自主防災組織の育成・強化とその活動が円滑に推進できるよう、財政措置の充実及び補償制度の確立をはかること。

また、災害ボランティアの育成と活動環境を整備すること。

(7) 近年の災害をめぐる状況の変化などを踏まえ、防災基本計画の必要な見直しを行うこと。

また、防災対策の総合的な充実強化をはかるため、町村が地域防災計画の見直しを行うにあたっては、必要な財政措置を講じること。

(8) 「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業計画により実施される地震防災緊急事業の円滑な実施のため、所要の財政措置の充実、強化をはかること。

また、いわゆる「地震財特法」に基づく地震対策緊急整備事業の推進をはかること。

二、地震予知体制の確立

(1) 地震、津波、噴火、豪雨等、各種災害に対するハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を確立、推進すること。

(2) 東海地震及び東南海・南海地震など大規模地震等に対し、より効果的な防災対策を推進し、地震観測体制の強化を図ること。

また、国の関係機関を含めた広域的な防災体制の構築を図るとともに、必要な財政措置を講じること。

三、地震予知については、実際に地震が起こった際の被害を軽減するためにも重要であるので、さらに精度を高めるための調査研究を推進すること。

街が楽しいと、
暮らしも楽しい。

上・下水道

交通

病院

住宅

電気・ガス

柳沢 なな

お手伝いします、魅力ある地域づくり

公堂企業金融公庫

<http://www.jfm.go.jp/>

四、非常時における情報通信システムの整備、確立、強化を推進すること。
五、社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、急傾斜地崩壊対策事業について、所要の事業量を確保するとともに、現行採択基準を緩和し、町村の急傾斜地崩壊危険箇所を速やかに解消すること。

また、雪崩雪害対策事業の早期実施をはかるとともに、砂防、地すべり等土砂災害対策を推進すること。

六、社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、海岸事業について、所要の事業量を確保すること。

また、治山治水事業を積極的に推進するとともに、特に火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業及び防災対策総合治山事業等を充実、推進すること。

七、災害救助その他応急対策等の充実
(1) 災害救助法の救助基準の改善と迅速な適用及び災害救助用のヘリコプター・ヘリポートの整備等、応急対策の充実をはかると。

(2) 地震、風水害等により甚大な被害を蒙った地域の早期復旧をはかるため、激甚災害の早期指定に努めるとともに、激甚災害対策特別緊急事業を積極的に推進すること。

また、「被災者生活再建支援法」、及び「天災融資法」の適用基準を緩和すること。

なお、自然災害被災者に係る住宅再建支援制度の平成16年度創設に向け、所要の立法措置及び財政措置等を講じること。

(3) 海難・水難及び山岳遭難等の救助

活動に伴う町村の費用負担に対する財政措置を充実すること。

(4) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けの限度額等の引き上げをはかると。

八、改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の対象の拡大をはかるなど、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

特に、災害関連緊急事業については、その弾力的運用により再度災害防止対策の拡充をはかると。

九、町村が自主的に実施できる防災対策事業にかかる地方債及び地方交付税措置の充実をはかると。

また、自然災害防止事業債を拡充すること。

二七、町村消防の充実強化

社会経済情勢の変化等により複雑多様化、大規模化する火災、地震、風水害等災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、消防力の充実、大規模災害対策の推進等をはかるとともに、救急に対する国民のニーズの高まりに対応する救急業務の一層の充実をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、消防施設・設備の整備

(1) 消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車等消防設備の整備にかかる財政措置を充実すること。

(2) 過疎、へき地、山村、豪雪、離島及び半島等の地域について消防施設を充実すること。

二、大規模災害対策等の推進

(1) 小規模な消防体制では対応できない事態に備え、広域化や応援体制の整備等について早急に推進すること。

(2) 緊急消防援助隊は、自らの地域を超える国家レベルで活動するものであり、国が責任をもって対応すること。

(3) 広域的かつ機動的な消防防災活動の実施体制を整備するため、ヘリコプターの計画的配置を推進すること。

(4) 防災行政無線網の整備を推進すること。

(5) 林野火災に対する総合的対策の推進をはかると。

(6) 自然水利活用遠距離送水システム等、消防水利多様化推進事業にかかる財政措置を充実すること。

三、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備にかかる財政措置を充実するとともに、救急隊員に対する教育訓練を充実すること。

四、消防団の活性化

(1) 施設整備及び教育訓練等の充実をはかると。

(2) 団員の確保をはかると、国においても啓発及びPRを積極的に行うこと。

二八、戸籍制度等の見直し

一、戸籍事務については、町村に本籍と現住所双方を有する者又は一方が町村外にある者に分かれており、事務が煩雑になっている現状に鑑み、本籍と現住所を一本化するなど、戸籍制度の抜本的見直しを行うこと。

また、戸籍事務の電算化にあたっては、導入費用及びソフトの更新に要する費用等を含めた運営経費に対し、十

分な財政措置を講じること。

二、住民基本台帳ネットワークシステムについては、市町村の事務負担の軽減、情報化の推進に資するものとなるよう留意するとともに、運営経費等に対する必要な財政措置を講じること。

また、国の責任においてセキユリティー対策を講じるとともに、個人情報保護についても万全を期すること。

二九、非常勤職員等の雇用の新たな対応

高齢社会の到来等により多様化している行政サービスを提供するため、ホームヘルパー等の非常勤職員及び臨時職員の活用が不可欠になっている。

よって、国は時代に適合した新たな非常勤職員・臨時職員等の雇用及び処遇のあり方について制度を確立すること。

三〇、公職選挙制度の改善

一、区・市・町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し所要の改善をはかると。

二、開票事務の迅速化・効率化と選挙人の便宜向上の観点から、国政選挙においても電子投票システムを導入するとともに、地方選挙に導入する場合においても十分な支援措置を講じること。

三、高齢や疾病等により、選挙権を有しながら投票することが困難な有権者の投票機会を保障するため、選挙の公平確保に配慮しつつ投票制度の改善をはかると。

三二、地域交通対策の推進

交通事業に関する規制緩和に伴い、地域における交通機関の確保が重要な課題となってきた中、町村は、乗合バス路線、離島航路、離島空路等の住民の日常生活の足として、真に必要な不可欠な生活交通の確保、及び住民生活、地域振興に必要な地域鉄道の整備をはかるための取り組みを行っていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現することで、生活交通の確保方策の確立をはかられたい。

一、生活交通バス路線の維持対策

(1) 生活交通の確保方策として、国が広域的、幹線的なバス路線について、地方公共団体に対して補助を実施する場合、赤字路線を多く抱える町村部の実情に鑑み、補助対象範囲の拡充をはかること。

また、町村が行う生活交通確保のための措置の財源についても十分な措置を講じること。

(2) 地域協議会における協議結果については、その取り扱いについて、生活交通の確保方策の確立のためにも最大限尊重されるようにすること。

二、離島航路は、島外等とを結ぶ基幹の交通機関であり、極めて重要であるので、財政措置を強化すること。

また、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島空路整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

三、第3セクター鉄道等の健全な運営

を確保するため、鉄道軌道整備費等補助にかかる助成措置を拡充すること。

四、駅とその周辺、公共交通機関のバリアフリー関係事業については、町村の意向を十分反映するとともに、事業の推進にあたっては、財源対策等、必要な支援措置を講じること。

三三、エネルギー対策の推進

最近のエネルギー需要の増大、我が国の脆弱なエネルギー供給構造、さらには地球温暖化をはじめとする地球環境問題を踏まえ、中長期的観点から新エネルギー・省エネルギーの推進、石油代替エネルギーの開発・導入にかかわる対策など総合的なエネルギー対策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、新エネルギーの開発・導入の推進
エネルギーセキュリティの確保、

地球温暖化防止対策等環境問題への積極的な対応をはかるため、バイオマスエネルギー、燃料電池、太陽光発電等の新エネルギー技術の実用化に向けた開発を推進するとともに、地域における風力発電、廃棄物発電、木質バイオマス発電及び波力発電等新エネルギーの導入に向けた先進的な取り組み等を行う地方公共団体に対する財政支援を拡充すること。

二、原子力利用の安全対策の強化

原子力関連施設所在町村の住民の安全を確保するため、原子力関連施設に対する指導監督責任を明確にし、安全規制の抜本的強化、保安管理体制や事故発生時の迅速な情報提供体制の確

立、防災資機材の整備等について一層推進すること。

なお、原子力発電については、地元住民の理解を得て、推進すること。

三、省エネルギー対策の強化

長期エネルギー需給見通しの実現と、環境と調和したエネルギー需給構造の構築に向けて、省エネルギー技術の開発促進のための産・官・学の一層の連携、省エネルギー設備投資に対する金融、税制面の支援措置の強化をはかるとともに、先進的省エネ設備を導入する地方公共団体に対する財政支援を強化すること。

四、石油の安定供給対策の推進

石油の安定供給の確保を基本としたエネルギーセキュリティの確保をはかるため、石油備蓄対策及び石油開発対策の拡充・整備等を推進すること。

五、新たな電源立地地域対策交付金制度の充実

クリーンで安全なエネルギーである水力発電の開発促進をはかる観点から、電源立地地域対策交付金制度において、水力発電立地地域に対する支援の充実をはかるとともに、水力発電施設等所在市町村が合併する際には、合併特例法期限後であっても、交付金が減額とならないようにすること。

また、中小水力発電開発費補助金にかかる補助率を大幅に引き上げること。

三三、過疎・へき地対策の推進

過疎地域は、今なお引き続く若年層の流出、少子・高齢化に伴う地域活力の低下、生産機能及び生活環境の整備

等が他の地域に比較して低位にあるなど多くの課題に直面しているところである。

よって、国は、過疎地域の住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、勤務医師及び医療従事者の確保等をはかるため、「過疎地域自立促進特別措置法」等に基づき総合的かつ計画的な対策を実施するなどにより、過疎地域の自立促進を推進すること。

また、へき地に対する各種施策を拡充すること。

三四、山村等地域振興対策の整備

国土保全、環境保全等で重要かつ多様な役割をはたしている山村地域は、若者を中心とした人口の流出による過疎化、高齢化、活力の低下など深刻な事態に直面している。

また、依然として道路交通網、文化、教育、医療、生活環境等の整備が立ち遅れ、所得水準も低い状況にある。

今後、国土の均衡ある発展をはかり、多自然居住地域を築いていくため、山村地域の振興とその活性化を総合的に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、山村振興法の延長に向けた調査検討の実施

平成16年度末に期限が到来する山村振興法の延長に向けて、その内容を充実強化する観点から関係市町村の実態や意向を調査するとともに、必要な制度検討を行うこと。

二、産業振興、就業機会の創出と担い手の確保

(1) 広域的な幹線道路交通網の整備等により就業機会を確保すること。

また、地域資源を活用した地場産業の育成、木質バイオマス等の未利用資源の活用、企業等の誘致、複数地住居都市と山村の交流の推進等により、山村における産業の総合的振興をはかること。

(2) 若者に魅力ある職場を確保するため、第三セクターへの支援措置の拡充、農協と森林組合の業務提携等を推進するための体制を整備すること。

(3) 山村における農林業の後継者対策を強力に推進するとともに、奥山間、中山間地域において一定の地域指定を行い、山林保全、環境保全、水源確保等の働く場を確保し、中高年齢者の雇用を促進すること。

三、生活環境基盤の整備

町村道、農林道等の生活・産業道路網の体系的な整備、交通機能の維持確保に努めるとともに、上下水道、汚水・廃棄物処理施設、地域医療、福祉施設、教育施設等の整備充実をはかること。

特に、情報通信技術（ＩＴ）の進展に対応し、山村地域における光ファイバー網の整備等の情報通信基盤の整備を促進すること。

四、山村地域の実態に即した財源確保対策

山村地域に対して公共投資の重点配分を行うとともに「森林・林業振興対策」及び「国土保全対策」の充実等地方財政措置を強化すること。

三五、豪雪地帯の振興

我が国の豪雪地帯は、冬の降雪に

よる道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害をとり除き、地域の振興をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、引き続き施策の計画的・効率的な推進をはかること。

また、道府県計画の策定を促進すること。

二、寒冷補正の充実など、豪雪地帯町村に対する財政措置を充実すること。

三、社会資本整備重点計画に即して、豪雪地帯の道路整備を強力に推進し、積雪寒冷特別地域道路確保五箇年計画を着実に実施すること。

四、雪寒道路の指定の拡大をはかり、除雪、防雪及び凍雪害防止対策を推進するとともに、財政措置を強化すること。

また、国・県・市町村道を通ずる総合的な消除雪制度を確立すること。

五、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備等のための財政措置を強化すること。

六、雪寒地帯における地方バスは各種整備が必要となるため、特別な財政措置を講ずること。

七、除雪機械等の格納庫の整備費については、町村における整備を促進するため財政措置を充実すること。

八、豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪にかかる財政措置を改善すること。

九、豪雪地帯において、個性ある活性

化を推進するための各種事業について、着実に推進すること。

一〇、豪雪地帯における公立学校施設の整備を促進するため、財政措置を充実すること。

一一、雪に強い公営住宅等の整備を計画的に推進するための財政措置を充実すること。

一二、一般生活道路などの消雪に供する消流雪用水源の確保（河川表流水の利用など）をはかるための諸施策を推進すること。

一三、雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設の整備等、諸施策を推進すること。

一四、豪雪期における消防機能の低下を防ぐため、実態に即した消防防災施設等を整備するための財政措置を充実すること。

三六、半島地域の振興

半島地域は、豊かな自然に恵まれているが、三方を海に囲まれて幹線交通体系から遠く離れ、一般的に平地も少なく、また、水資源も乏しいことなど国土資源の利用面における制約から、産業振興及び生活環境の整備等が立ち遅れている実情にあるので、国土の均衡ある発展を実現するため、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、平成17年3月末で半島振興法が期限切れとなるため、その準備として調査等に万全を期すこと。

二、社会資本整備重点計画に定められ

た重点目標を達成するため、道路整備関係について、所要な事業量を確保するとともに、半島振興に不可欠な半島循環道路、高規格幹線道路等の整備をはかること。

また、幹線交通体系からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、空港、港湾等、交通基盤の整備を拡充すること。

三、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備等のための財政措置を強化すること。

四、半島地域の地場産業である農林水産業の振興をはかるため、関係事業費を拡充すること。

五、半島地域の自然条件等を活かした産業の振興をはかる観点から、観光・レクリエーション施設等の整備を促進することとし、事業費を拡充すること。

六、半島地域における生活用水及び産業振興等に必要な水資源の確保をはかるための施策を講ずること。

七、遅れが顕著な半島地域の下水道及び廃棄物処理施設等、生活関連施設の整備を推進すること。

八、高齢社会に対応した福祉、保健、医療対策を総合的に推進するため、諸施設の整備等を促進すること。

九、半島地域の一体的振興をはかるため、半島地域・都市部間の連携・交流を基調とする諸施策を推進するとともに、特色ある半島地域の伝統文化と伝統産業の継承・発展をはかるため、人材の育成・確保の取組を支援すること。

一〇、半島地域における高潮、津波等による被害を防止し、あわせて快適な

海岸利用をはかるための海岸保全施設・環境整備等にかかる所要予算を確保すること。

一一、半島振興対策実施地域の追加にかかる指定基準を弾力的に運用すること。

一二、「半島振興法」にかかる税財政、金融上の特例措置を充実すること。

三七、離島地域の振興

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用等に重要な役割を担っているが、環海性、隔絶性、狭小性など地理的制約により、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位な状況にあるので、国土の均衡ある発展をはかるためにも、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興をはかるなど、離島町村の活性化と住民生活の安定をはかつていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、離島振興事業費並びに過疎債、地債の所要額を確保するとともに、地方交付税への算入の強化等、離島町村に対する財政措置を充実すること。

また、離島相互間の格差是正をはかるため、小型離島の振興対策を総合的に推進すること。

二、離島道路の整備を促進するための助成措置の充実強化をはかるとともに離島間等の架橋事業を促進すること。

三、離島航路の充実確保

(1) 離島航路を充実、維持するとともに、財政措置を強化すること。

(2) 離島航路の大型化、高速化、便数増加のための離島航路船近代化建造にかかる財政措置を改善すること。

また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の融資条件を緩和すること。

四、離島港湾の果たす重要な役割に鑑み、港湾機能の拡充強化のための施設及び外海離島における補完港の整備等を推進すること。

五、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島空路整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

六、離島の農林漁業振興対策を強力に推進すること。

七、離島における漁港施設の整備を推進するとともに、漁港漁村の環境整備等を促進すること。

八、離島における水不足の解消対策を推進するとともに、「ゴミ処理施設等生活環境施設に対する財政措置を充実すること。

特に、再資源化事業者等が存在しない離島地域の輸送経費に対し、財政支援措置を講じること。

九、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進等に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備のための財政措置を強化すること。

一〇、医師の確保経費及び病院・診療所・老人福祉施設等の整備並びに運営についての財政措置を拡充すること。

また、離島における救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

一一、離島における地域コミュニティの活性化及び若者の定住を促進するため、体育施設、レクリエーション施設、教育・文化等関係施設の整備を推進す

21 世紀の火葬炉

発明協会賞受賞

科学技術庁長官賞受賞



富士建設工業(株)

静岡県 新居町斎場 やすらぎ苑

本 社 : 新 潟 市 ☎(代表) 025 (255) 4161

るため、財政措置を充実すること。

三八、観光地所在町村の振興

観光地所在町村は、環境衛生施設、消防力の整備など、観光行政にかかわる特別な施策と財政負担を余儀なくされている。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、税財源の充実・強化

(1) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有しているとともに、その10分の7が関係市町村に交付されており、特に山林原野の多い町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、現行制度を堅持すること。

(2) 入湯税の税率を引き上げること。

(3) 観光客によって消防、清掃等に多額の経費が必要になっていることを考慮して、関係町村の実情に即した財政措置を講じること。

二、観光基盤施設の整備

(1) 観光地所在町村における下水道施設及び廃棄物処理施設の整備を推進するため、財政措置を充実すること。

(2) 観光客等の円滑な交通を確保するため、道路をはじめとした高速交通網等、観光地へのアクセスの整備を推進すること。

(3) 観光・レクリエーション活動が豊かで恵まれた自然の中で手軽にできるよう、観光基盤施設を着実に整備することとし、財政措置を充実すること。

(4) 自然公園等の施設整備について長期的計画を樹立し、その整備を推進するとともに、助成制度の拡充をはかる

こと。

(5) 空きカン、空きビンの散乱防止を含むごみの減量化と再生利用をはかるリサイクルシステムの運用にあたっては、観光地所在町村が積極的に取り組めるよう配慮するとともに、新たな財政負担について必要な措置を講じること。

(6) 観光情報基盤の高度化、利活用の容易化をはかるため、観光情報のデジタルデータベース化等により、観光情報基盤の整備を推進すること。

三、宿泊施設の大規模化や高層化等に鑑み、はしご車、化学車を増強するなど、消防力の強化をはかること。

また、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、耐震性の強化、防災基盤の整備等、安全対策を強力に推進すること。

四、訪日外国人旅行者の倍增政策に基づくビジット・ジャパン・キャンペーンに向けた取り組みを行うにあたっては、特に地方における外国人の来訪促進施策を充実強化することにより、観光所在町村の国際化と活性化をはかること。

五、高齢者・障害者等が快適かつ安心して国内の観光地を周遊できる環境を整備する観光地バリアフリー化整備事業を行うこと。

また、海外に対して日本の観光魅力を情報発信するための観光宣伝事業を推進すること。

六、連続休暇取得による国内旅行需要創出のための環境整備をはかること。

三九、水源地域対策の強化

ダム等が所在する水源地域の町村は、過疎化・高齢化等厳しい条件の下

で、治水・利水、国民生活の安定、産業の発展等水の確保及び自然環境の保全等、公益的な役割を担っており、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、水源地域対策の強化

(1) 「水源地域対策特別措置法」による指定ダムの全てに第9条の特例を適用するとともに、ダム建設による水没者の生活再建について、起業者の責任を明確化するなど、同法の改善をはかること。

また、同法成立前の既設ダム所在地域に対し、同法の準用措置を設けること。

(2) 独立行政法人水資源機構が所有するダムの用に供する家屋及び償却資産に課する固定資産税にかかる現行課税標準額の特例措置を廃止すること。

(3) 国有資産等所在市町村交付金の対象ダムの範囲を拡大するとともに、現行の算定標準額の特例措置を廃止すること。

(4) 水源地域町村に対する財政措置を充実すること。

(5) 水源地域対策基金の運営に対する国の税財政上の援助措置を強化するとともに、基金設立の全国的な展開を促進すること。

(6) 安定的な維持用水の放流計画を確立するとともに、環境保全及び防災に関する施策等の拡充をはかること。

(7) 水源地域の活性化をはかるとともに、地域間交流支援事業等による上下流連携を推進すること。

二、水資源開発の推進

損害保険

代理店

株式会社 千里 (ちさと)

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

☎ 03-5512-4726(代)

営業所(全国25か所)

(1) 「ウォータープラン21」を踏まえるとともに、水行政における国・地方を通ずる体制の整備をはかること。

(2) ダム所在町村に新たな水利権が生じた場合、ダム使用権又は水利権を優先的に取得できるよう、所要の制度を確立すること。

(3) 水質管理体制の充実強化及び下水道整備の促進をはかること。

(4) 地下水の人工かん養及び地盤沈下防止のための事業を、国の直轄事業として制度化すること。

(5) 水源複層林の整備及び水源林特別対策の拡充をはかるとともに、放置山林の対策を強化すること。

四〇、産炭地域対策の推進

産炭地域に対する石炭政策は、「石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「石炭関連整備法」とする)に基づき、平成13年度末をもって終了したが、産炭地域の中には、今なお、過去の閉山・合理化の影響を受け、人口の流出、財政の悪化等多くの課題を抱え、社会的・経済的に極めて厳しい状況にある。よって、国は次の事項を実現させたい。

一、激変緩和措置の確実な実施

「石炭関連整備法」に基づく以下の激変緩和措置の実施にあたっては、産炭地域の今後の自立・発展に資するよう地元の実情を十分配慮すること。

(1) 鉱害復旧及びばた山災害対策
(2) 炭鉱離職者の雇用対策

(3) 市町村が行う特定公共事業に対する国庫助成

二、地方交付税の特例措置の継続

地方交付税の算定に際し、産炭地域の厳しい経済・財政状況を踏まえて、従来の普通交付税における産炭地補正と同様な地方財政上の特例措置を講じること。

四一、非鉄金属等鉱山地域対策の推進

非鉄金属等鉱山地域は、所在鉱山のあいつぐ休閉山により、地域活力が低下し、財政基盤も脆弱化するなど厳しい状況にあるので、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現させたい。

一、鉱山所在町村振興対策の強化

(1) 鉱山所在町村の振興対策を推進するとともに、税財政措置を強化すること。

(2) 鉱山跡地の利用等鉱山資源の活用に対する財政措置を拡充すること。

(3) 鉱山施設及び鉱山の技術、インフラ等を活用したリサイクル関連施策を推進することとし、その場合、鉱山所在町村の再活性化に最大限の配慮をすること。

二、休廃止鉱山所在町村における地場産業の振興、離職者雇用対策等の拡充強化をはかること。

三、休廃止鉱山に係る鉱害状況の調査を推進するとともに、鉱害防止対策及び地域環境整備の促進をはかること。

四二、地域改善対策の推進

同問題は基本的人権に関わる重大な問題であり、今日に至るまで、国、地方公共団体等による地域改善対策事

平成16年度 全国地域リーダー養成塾

— 塾生募集中 —

全国地域リーダー養成塾は、平成元年に創設して以来、すでに四六三名の感性豊かな実力ある地域のリーダーを養成してまいりました。平成十六年度においても、地域づくりのリーダーとなるべく熱意あふれる皆さん方の積極的な参加をお待ちしています。

【概要】

期間：平成十六年五月から平成十七年二月まで

研修内容：一般研修・合宿研修・先進市町村現地調査・海外研修(希望者のみ)

塾長・大森 彌氏 千葉大学教授・東京大学名誉教授)

主任講師：宮口 伸氏(早稲田大学教授)・卯月 盛夫氏(早稲田大学教授)・北沢 猛氏(東京大学大学院助教授)・小田切 徳美氏(東京大学大学院助教授)・辻 琢也氏(政策研究大学院大学教授)

【経費】

研修中の宿泊費(朝食含む)、教材費等については、地域活性化センターで負担いたします。

研修地までの往復の交通費、滞在

中の昼食代・夕食代、海外研修に参加される場合は参加費用については、自己負担となります。

【募集人数】

四〇名程度

【応募資格】

地方公共団体等の職員、地域づくり団体のメンバーで、市区町村長の推薦のある者、農協、商工会、第3セクター等の職員で、市区町村長の推薦のある者

【応募方法】

十一月月中旬に各市区町村に募集要項を送付しています。地域づくり団体の皆さんは、各市区町村の担当課にお問い合わせください。

【応募期限】

平成十六年一月三十日(金)までに各市区町村を経由のうえ、(財)地域活性化センターに応募書類を提出してください。

問い合わせ先

〒一〇三〇〇二七

東京都中央区日本橋一丁三十四

日本橋プラザビル一三階

(財)地域活性化センター 研修交流課

TEL 〇三三二二六二四

FAX 〇三三二二〇七五五

【二〇〇四年版「町村長手帳」資料編の訂正について】

先般、町村長各位にお送りいたしました二〇〇四年版「町村長手帳」の資料編、三二頁福岡県山門郡三橋町長の氏名が「中川 嵩氏」となっておりますが、正しくは「矢ヶ部 広巳氏」の誤りでしたので訂正いたします。関係各位にご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

業の積極的な推進により、生活環境の整備を中心とする各分野で一定の成果をおさめてきたところである。

しかしながら、職業の安定、産業の振興、教育の充実や啓発、特に、近年多発しているインターネットによる差別事象の防止等について未だ多くの課題を有しており、さらに住環境整備等の物的事業も残されている。

また、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地对財特法」とする）は失効

したが、課題の解決に向け、取り組みを積極的に行うことが必要である。

よって国は次の事項を実現させたい。

一、「地对財特法」の失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

二、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する町村に対し、十分な財政措置を講じること。

三、人権侵害の防止及び被害の救済に関する法的措置を講じることともに、

「拉致被害者・家族義援金委員会」の義援金について（お知らせ）

拉致被害者とそのご家族を支援することを目的に十月一日、拉致被害者・家族義援金委員会（代表世話人…森繁）地方公務員共済組合連合会理事長（が）設置され、義援金口座を設けて義援金を募る活動を開始いたしましたので、お知らせします。

○ 義援金の配分（拉致被害者とそのご家族の特殊な事情に鑑み、概ね次の区分に従い配分）

・ 帰国拉致被害者の子供への就学援助
・ 帰国拉致被害者及び配偶者、子供への医療・福祉支援
・ その他帰国拉致被害者及びその配偶者、子供への必要な支援など

○ 義援金の受付

義援金は、全国の郵便局からの郵便振替で受け付けています。

【受付口座】

・ 郵便振替口座番号…

00100051462718

・ 口座名…

拉致被害者・家族義援金委員会

＊ 振替用紙の通信欄に「義援金」と明記してください。

＊ 物資の受け付けは行いません。

＊ 指定の振替用紙をご利用いただければ手数料はかかりません。

＊ 委員会では、街頭募金、電話・訪問等による募金活動は行いません。

○ 連絡先

拉致被害者・家族義援金委員会事務局
〒102-8635

東京都千代田区平河町2-4-2

電話…03-3262-3591

受付時間…平日の午前9時から午後5時まで

国における総合的な調整機能を持つ機関を設置すること。

四、住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、かかる財源は、国の負担とし、償還完了まで実施すること。

また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」「行方不明」に係る滞納債権については、全額国で措置すること。

五、公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講じること。

六、地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設の経過措置期間後の運営方法、並びに町村から地域に譲渡する場合の方策等について、早急に明確にすること。

また、町村が地域に譲渡する際に支障となる「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規制について緩和すること。

四三、北方領土の早期返還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現をはかること。

四四、竹島の領土権の確立

我が国固有の領土である竹島の領土権を確立し、周辺海域における漁場の安全操業及び鉱業権の安全行使が速やかに実現できるよう、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。

新刊紹介

『シンクタンク年報2004』
総合研究開発機構編・発行

総合研究開発機構（NIRA）は、わが国の政策研究機関に関する総合的な情報源として、『シンクタンク年報』を毎年発行している。二〇〇四年版では、国内の政策研究機関三十一機関の機関情報、連絡先、代表者名、設立の経緯や採用実績、URL、電子メールアドレスなど（二〇〇二年度に終了した研究成果四七五件うち二二六〇件は抄録文付き）について委託・助成等機関名や研究代表者も含め詳細な情報を収録。また、大学付属政策研究機関、地方公共団体内政策研究機関についても二七機関の機関情報を掲載している。

さらに、毎年行っている「シンクタンクの動向」調査では、「政策形成過程における人材育成とその課題」をテーマに、加藤秀樹氏（構想日本代表）、近藤孝氏（構想日本政策アナリスト）、梅田次郎氏（株式会社日本能率協会コンサルティング行政経営アドバイザー）、青山公三氏（ニューヨーク大学行政研究所）の各氏が、大学教育、地方自治行政、日米比較の視点から、人材育成の現状と課題について提言している。加えて定点観測調査では、機関・職員・研究者、研究、財政の四項目で調査。受託調査研究一件当たりの平均受託額については三年連続で減少傾向となった。

本書は、政策立案、研究企画、研究委託機関の選定、就職情報として広く活用されている貴重な一冊である。

二〇〇三年二月発行、

定価 本体五〇〇千円＋税

B5判 八〇〇ページ

ISBN 4-7955-6022-6

電話 〇三三四四八一七三五